

興福寺蔵『因明義断』裏書にみえる古辞書類の引用について

河野貴美子

はじめに

奈良・興福寺所蔵写本『因明義断』（唐・慧沼撰。一卷。正治二年（一一〇〇）写^{注1}）巻頭紙背には、『因明義断』冒頭の序文の字句に対する音注、訓注が二十数条にわたり書き入れられている。小論は、この紙背裏書を取りあげ、そこに見られる『玉篇』『切韻』等の古辞書類をはじめとする漢籍の引用状況について整理、検討するとともに、古代日本の仏家が漢字・漢文にいかに向き合い、それをいかに読み解いていったのか、その営みの一端を明らかにしようとするものである。

興福寺は、法相宗大本山として、今も多数の典籍文書を伝える大寺院である。創建以降、興福寺では、特に唯識・因明の学問が盛んに行われ継承されたが、その基となつたのは、奈良末・平安初期（八世紀後半）の学僧善珠の業績である。日本の唯識・因明学の祖とされる善珠は、中国から将来された唯識・因明に関する書物について、当時中国で行われた義疏、注疏の形式そのままで、詳細な注解を施した注釈書を数多く撰述している。善珠の注釈は、いわゆる漢唐訓詁学的な方法に則り、中国の辞書類やさまざまな外典をも駆使し、反切による音注や訓詁注記等を加えたものである。

そしてその後、興福寺の唯識・因明の学問は、平安末期（十二世紀）に至り、藏俊によつて集大成される。たとえば藏俊は、善珠以来の学問の蓄積をふまえ、また唐・新羅・日本にわたるさまざまな典籍の記述を類聚、再編成し、『因明大疏抄』四十一帖等の大部な著作を残している。今回取りあげる興福寺蔵写本『因明義断』は、この藏俊の手を経て今に伝えられた

ものであり、その紙背に残された注解には、善珠以来の詳細な訓詁学的注釈方法の伝統が受け継がれている様を見てとることができるのである。

『因明義断』は、中国法相宗の開祖たる慈恩大師基の弟子慧沼が撰述した因明研究書である。善珠の師である玄昉は、遣唐使とともに唐へ渡り、基、そして慧沼に続く中国法相第三祖智周に学び、「經論五千余卷」を携えて帰国したとされる^{注2}。したがって、興福寺に伝えられたこの『因明義断』写本は、まさに中国因明学の正統を継ぐものということができよう。

この興福寺写本『因明義断』の裏書については、既に『興福寺典籍文書目録』^{注3}にも「裏書ニ古辞書引用ス」と紹介されているが、その具体的な記載内容はこれまで公にされたことはなかつた。そしてこのたび当該写本を実見調査したところ、その裏書が、原本系『玉篇』^{注4}や『切韻』等の中国古辞書・韻書類の佚文を含み、「音決」^{注5}等比較的時代の下る典籍からの引用、また、平安期に日本で撰述された辞書『和名類聚抄』からの引用も見えるなど、内外のさまざまな資料を操作したうえで書き入れられた注記であることがわかつた。

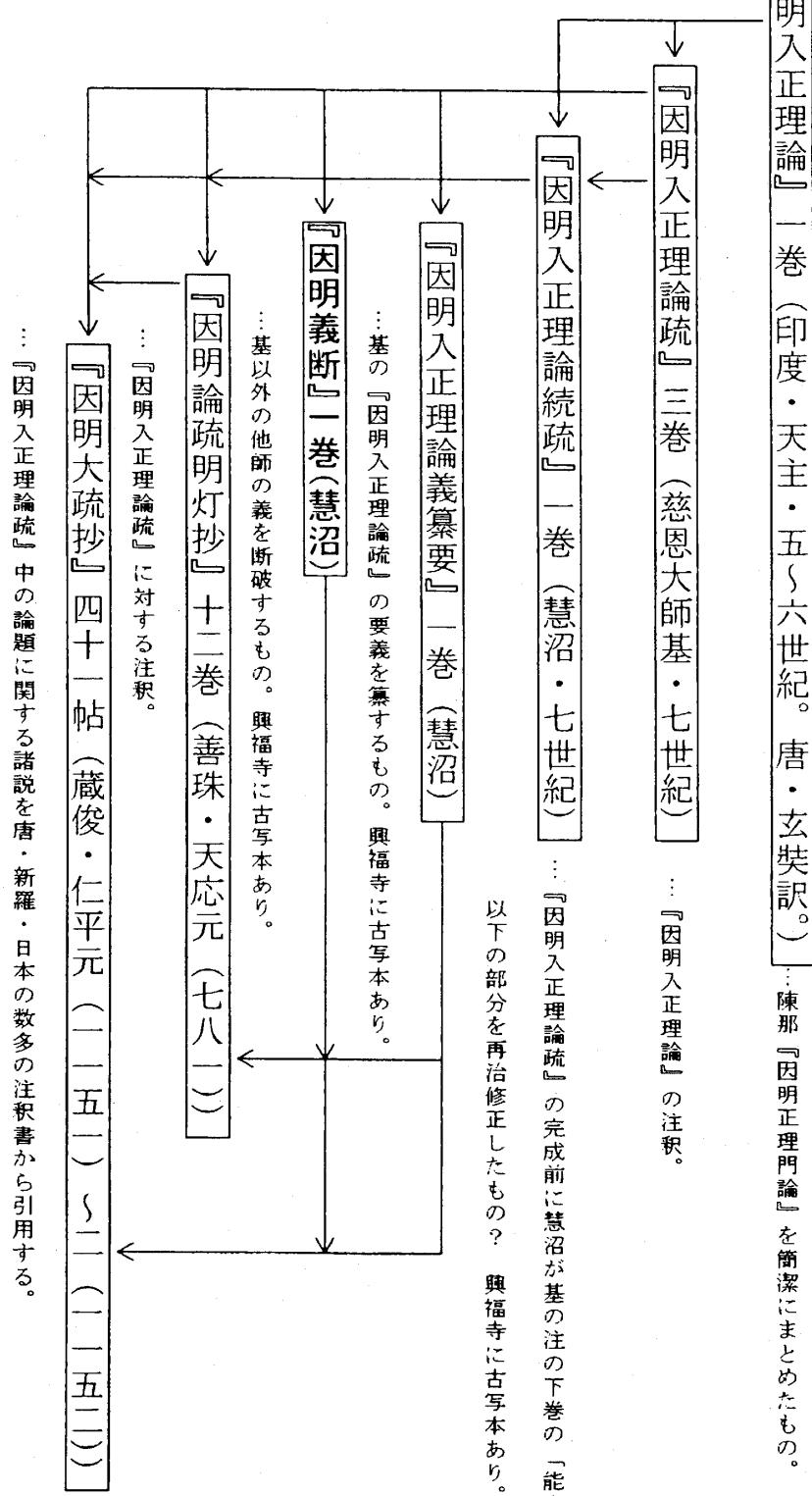
難解な因明学を説く漢文の書物を読み解く方法として、日本では元興寺僧明詮（九世紀）の訓読法が尊重され受け継がれるとされる^{注6}。しかし、それと合わせて、中国の辞書類に基づく伝統的な反切・訓詁による注記方法も、漢文を読解するための必要情報として依然併存していた実状を、この裏書は具体的に示すものである。

小論では、興福寺蔵写本『因明義断』裏書の各条について、その佚文資料としての価値にも注目をしつつ、考察を進めていきたい。

一、興福寺蔵写本『因明義断』について

『因明義断』裏書の具体的な検討に入る前に、まず、中国から日本へと継承された因明学の系譜（図版1参照）^{注7}および当該写本の伝写の次第について確認しておく。

図版1 因明関係書の系譜



奈良末・平安初期の興福寺僧善珠が著した『因明論疏明灯抄』は、日本の因明学の開端と位置づけられる書物であるが、この『因明論疏明灯抄』が、唐・慈恩大師基の『因明入正理論疏』に注釈を加えたものであることからも分かるとおり、古代日本において、因明は、専ら基の『因明入正理論疏』によって学ばれたのであつた。いま取りあげる『因明義断』の撰者慧沼は、中国法相宗第二祖として基の学問を継承した人物であり、その著作である『因明入正理論統疏』、『因明入正理論

『義纂要』は、『因明義断』とともにいづれもその古写本が興福寺に伝えられている^{注8。} 興福寺では、善珠以後、平安末期の藏俊に至り、それまでの因明の学問の蓄積が集大成され、その成果として『因明大疏抄』等が撰述されるのであるが、興福寺藏写本『因明義断』の奥書によれば、当写本は他でもなくその藏俊の手を経て伝えられた本に基づき伝写されたものである。

その奥書を次に掲げる^{注9。}

元久二年九月十八日書道了書本云以興善院僧都本書了^{云々}

正治二年庚申六月廿九日巳剋於超昇寺東別

所書写了執筆信西

同年七月十三日移点了^{点本宝積房書也}
^{写本文頤房得業本也}抑当年者天下飢饉人力衰微／而分括命畢写功勵微力移点導可志趣所之有大願二

當寺伽藍 造功速成 興隆正法 惠命長遠^{是一} 順次生中 往生内院／面奉弥勒 心不退転^{是二}

点本云

点本奥記云

興福寺沙門齊順敬大願發書一切大小乘經律論章疏等同寺覺詮依其／勸誘以維久安四年歲次八月四日寫了

伝同寺藏俊雇晴意移点已了于時永万二年春二月十五日記

点本□于普光□長講東大寺円超大法師所讀也墨誦永超僧都／伝而□

嘉応二年歲次庚寅十月廿一日比較点及文字了但点本字并点粗涉不審／更尋坊根本点本可加覆審也比较之間着法衣淨弊身以

終其功伏乞廻微功／於群生共向菩提同証□

興福寺沙門釈覺憲記之^{云々}

同寺沙門尺英弘矣

貞応^(別筆²)元年自五月廿七日始之至于六月五日九ヶ日之間／奉讀之了当年維摩遂講用意也大法師英弘

聴衆 良盛 賴玄

当日者是吉日也仍參上階東妻室修禪院

遂淨名居士大職冠之御影開眼并伝受大会表／白了

奥書によると、この写本は、興福寺沙門斎順の発願により久安四年（一一四八）に覺詮によって書写され、永万二年（一六六）に藏俊が晴意を雇い移点させた本に基づき、正治二年（一二〇〇）に伝写されたものとのことである。今回問題の中心として取りあげる巻頭紙背裏書がいつ、誰によって書き入れられたものか、いま断定することはできないが、中国および日本のさまざまな典籍の記載を駆使したその内容から見て、巻頭裏書は藏俊もしくは藏俊の周辺人物によつて書き入れられたものと考えたい。これについては、後に再び述べる。

二、興福寺蔵写本『因明義断』序および巻頭裏書

興福寺蔵写本『因明義断』巻頭部分の紙背裏書は、『因明義断』冒頭の序に対する注解となつてゐる。以下に、『因明義断』序文と、それに対する紙背裏書の記述を翻刻し掲げる（なお、序文中、網がけにした部分は、その字句に対する注解が紙背に書き入れられていることを指し、通し番号によつて紙背の記述と対応できるようにした。また一部の文字を除き通行の字体に改め、訓点は略した。）。

図版2

興福寺藏『因明義断』序(写真提供 奈良文化財研究所)

【序】(図版2参照)

詳夫、因明論者、(1)銘衡、(2)大藏、(3)繩墨、(4)四韋、九十六道之(6)規

模、二十八師之(7)軌轍。宗帰立破、道(5)治自他、寔大

夜之玉珠、是長昏之(8)龍燭。故暢其鴻蹟者、乃樹正之

(10) 司南、控彼宏綱者、誠破邪之(9)逐北。是以、法王肇出、初

關幽闕、智將嗣生、重開奧府。(11)无著暨八支、以立玄極、

同八柱以承天。世親陳(12)五分、以顯深幾、若(13)五山而鎮

地。復有陳那命世以秀出、舉(14)三立以類(15)三光。天主應

時以挺生、張(16)一悟而齊(17)一耀。可謂、趣寶山之帝輦、出

朽宅之王軒。故用之者、稱智雄、述之者、標詞(18)傑。所以、

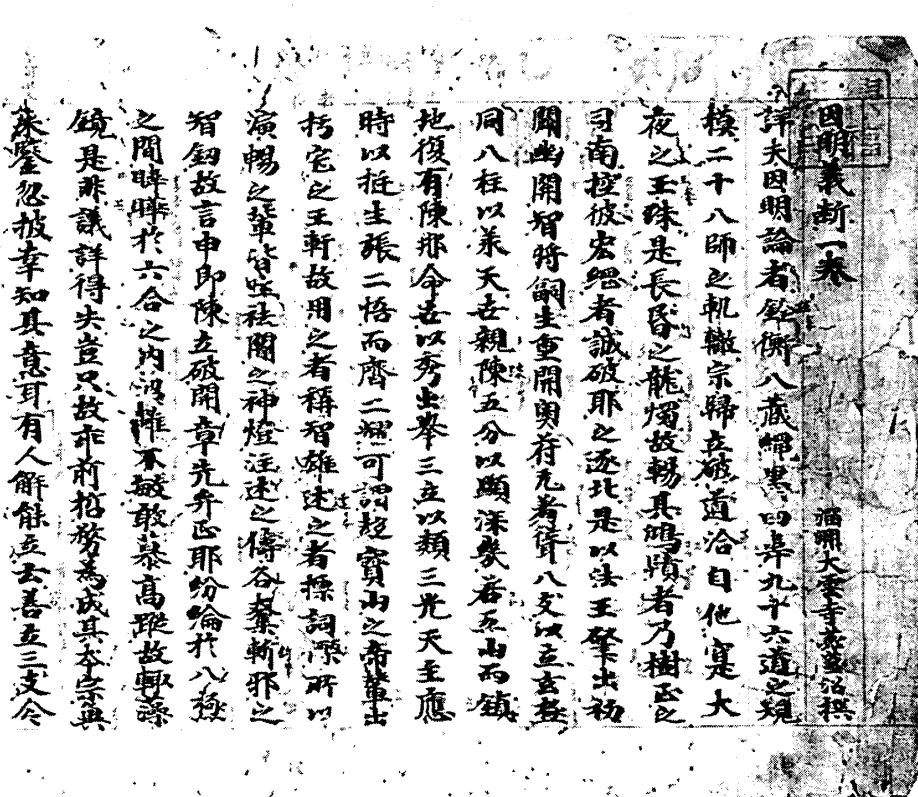
演暢之輩、皆吐祛闢之神燈、注述之儔、各奮斬邪之

智劍。故言申即陳立破、開章先弁正耶。(19)紛論於(20)八極

之間、(21)晦睡於(22)六合之内。沼雖不敏、敢慕高蹤、故輒(23)薦

鏡是非、議詳得失、豈只故乖前哲、務為成其本宗、冀

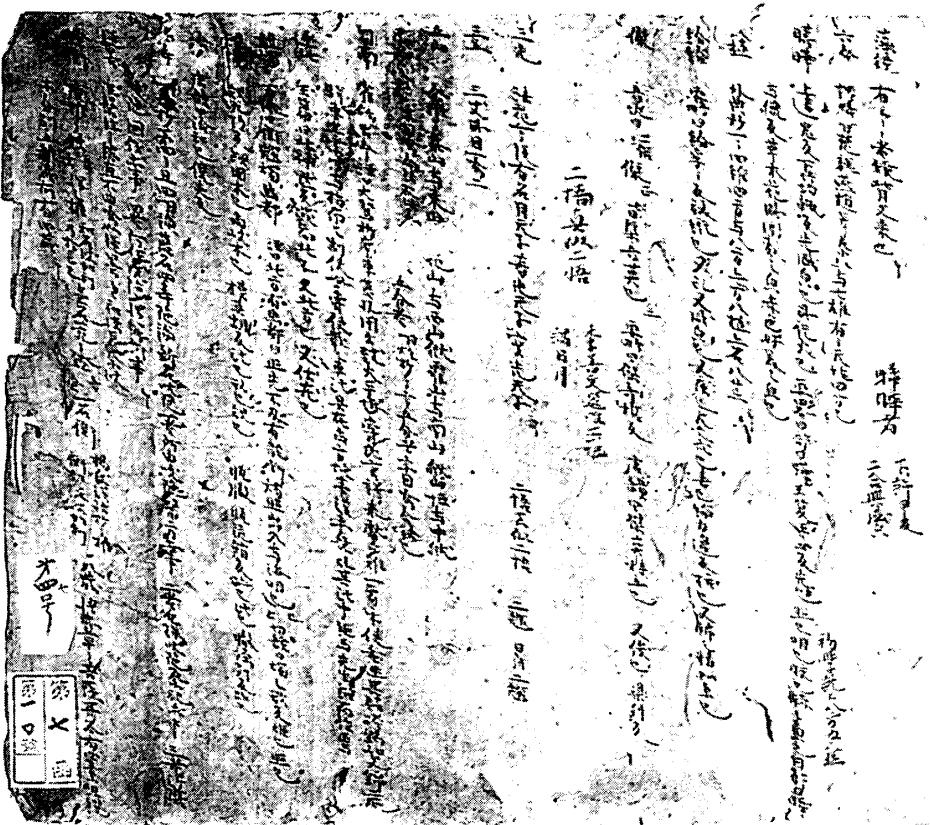
來鑑忽披、幸知其意耳。有人解能立去善立三支令
(以下略)



図版3 興福寺藏『因明義断』巻頭裏書(写真提供 奈良文化財研究所)

【裏書】(図版3参照。各掲出字句ごとに通し番号を付け、適宜改行を施した。「」は双行注、「」は反切等による音注を示す。判読不明個所は□とした。)

- (1) 錐衡——廣雅云、鍊(音垂)謂之權(和名(波加利乃於毛之))。兼名苑云、錐(音全)、一名衡(楊氏漢語抄云權衡(加良波加利))。
- (2) 八藏——諸藏章云、菩薩□各有四。素怛縕等分別立雜藏。□有四藏〔云々〕。
- (3) 繩墨——涅槃經云、端正不曲。喻如繩墨。々々、和(須美奈波)。
- (4) 四韋——明灯抄第四云、且四明論。旧名四韋陀論。新名吠陀。一者阿由吠陀。医方等事。二者夜珠吠陀。祭祀等事。三者沙磨吠陀。國儀等事。四者阿他吠陀。謂呪術事〔云々〕。
- (5) 治——唐韻曰、治(和也)。《侯夾》反。
- (6) 規模——規(九隨)反。顯國木也。兩岐木也。模(莫胡)反。法也。形也。規也。
- (7) 軌轍——軌(詭)反。跡也。法也。轍(條列)反。跡也。
- (8) 龍燭——百詠曰、銜耀燭幽都。注曰、北方有幽都、日照光不及、有龍衛燭照、出入為海明也〔已上〕。
- (9) 逐北——玉篇曰、北(補默)反。戰而北也。又伏□也。
- (10) 司南——崔豹古今注曰、大駕指南車、旧說周公致大平、越裳氏重訛采獻白雉一、象牙。使者迷其帰路、錫以文錦二疋、輶車五乘、皆為指南之制。使越裳使載之。車法具在尚方故事。漢末喪亂、其法中絕。馬先生紹而作焉。
- (11) 无著八支——宗・因・喻・合・結。現比□□□。
- (12) 五分者——明灯抄云、言五分者、宗・因・喻・合・結也。
- (13) 五山——爾雅云、泰山為東山口、花山為西嶽、霍山為南嶽、山恒為中嶽。
- (14) 三立——三支□因一喻。
- (15) 三光——法花二云、復有名月天子・普光天子・寶光天子〔云々〕。
- (16) (1) 二悟——真似二悟。
- (17) (1) 二耀——日月二耀。
- (16) (2) 二悟——真似二悟。
- (17) (2) 李善文選注、一耀謂日月。
- (18) 傑——音決曰、〔二俗〕傑(正)皆(桀)音。英也〔三〕。
- 要略曰、傑、(奇哲)反。
- (19) 紛綸——要略曰、紛、(孚云)反。放縱也。又亂又盛貌也。又廣也。大也。衆也。喜也。論、(力遵)反。□也。又綿也。精絮也。
- (20) (1) 八極——外典抄一云、四維四方為八方、亦方八極。亦名八荒〔云々〕。
- (21) (1) 瞳眸——上、(達鬼)反。下、(筠輒)反。光盛貌也。□從火也。
- 要略、日部曰、唯、(王笠)〔王口〕反。光也。照也。明也。皎也。赫々貌也。目部曰、曠、(為眞)反。草木盛開敷之貌。赤色好美之貌。
- (20) (2) 初學記口、八方為八極。
- (22) 六合——謂韓・齊・楚・魏・燕・趙・并秦以為七雄。有云、天地四方也。
- (23) 藥鏡——有云——者、鏡背文采也〔云々〕。
- (21) (2) 瞳眸者——下、(許甲)反。二合興盛貌。



興福寺藏写本『因明義断』のこの裏書については、夙に山田孝雄氏によつて、「百詠の注文」の引用が存することが指摘されている注¹⁰。また、築島裕氏にも当該写本の裏書に関する言及があるが、巻頭裏書の内容の一々についての検討はなされていない注¹¹。

この裏書の記載が、古代日本の漢籍受容状況を知るうえでも、また、佚文資料としても、重要な意味を持つものであることは一見して察知できる。また、古代日本の仏家が『因明義断』序にいかなる注解を付したかを明らかにすることは、彼らが漢文をいかに読み解いていたかを具体的に知ることにもつながる。以下、裏書の記載について、古辞書類を利用して加えられた音注、訓注部分を中心に具体的に検討していくことにする。

三、興福寺藏写本『因明義断』紙背に残された序文の注解——音注・訓注を中心にして

A 『和名類聚抄』の引用

(1)「銓衡」、(3)「繩墨」の注解にはそれぞれ、『廣雅』『兼名苑』といった漢籍や『涅槃經』といった仏書の引用が見えるが、それらに加えていざれにも「和名」、つまり和訓が付されている。(1)「銓衡」、(3)「繩墨」の注解は、ともに『和名類聚抄』からの転引である。すなわち、『因明義断』裏書の、

(1)銓衡——廣雅云、錘、〔音〈垂〉〕謂之權〔和名〈波加利乃於毛之〉〕。兼名苑云、銓、〔音〈全〉〕、一名、衡
〔楊氏漢語抄云、權衡〈加良波加利〉〕。

は、『和名類聚抄』の、

權衡——廣雅云、錘、〔音〈垂〉〕謂之權〔〈波加利乃於毛之〉〕。兼名苑云、銓、〔音〈全〉〕、一名、衡〔楊氏漢

語抄云、權衡〈加良波可利〉。〔『箋注倭名類聚抄』卷六「調度部下」称量具八十七 京都大学文学部国語学国文学研究室編、諸本集成『倭名類聚抄』本文篇、臨川書店、一九六八年増訂版、二九五頁〕

という記載とほぼ一致し、また『因明義断』裏書の、

(3) 繩墨——涅槃經注¹²云、端直不曲、喻如繩墨。々々、和、〈須美奈波〉。

は、同じく『和名類聚抄』の、

繩墨——内典云、端直不曲、喻如繩墨。〔涅槃經文也。繩墨、〈須美奈波〉〕。〔『箋注倭名類聚抄』卷五「調度部」木工具八十二 同二七八頁〕

という記載と重なる。

『和名類聚抄』は、源順が承平四年（九三四）頃に撰述した漢和辞書である。『和名類聚抄』は、中国や日本のさまざまな先行書からの豊富な引用によって構成されており、その中に多くの佚文を含むことも注目すべき資料的価値の一である。

(1) の引文に見える『兼名苑』は、『日本國見在書目録』や『旧唐書』経籍志、『新唐書』芸文志には著録されるものの今は佚した書物である。しかし『和名類聚抄』には、この『兼名苑』から一三〇条あまりもの引用が見え、『和名類聚抄』にとつての重要な出典となっていることが既に注目、指摘されている^{注¹³}。また、同じく(1)に見える『楊氏漢語抄』は、日本で養老期には作られていたとされる漢和辞書であるが、これもまた佚書である。『和名類聚抄』は、この『楊氏漢語抄』からも約二〇〇条を引用している^{注¹⁴}。

なお、『因明義断』裏書(1)は、「銓衡」の語に対して、「權衡」という語に関する『和名類聚抄』の記述を引用しているのであるが、実は、興福寺蔵写本『因明義断』序の「銓衡」の部分には、「權〔或本〕」という傍記がある。したがつて裏書のこの注解は、「銓衡」か「權衡」か本文に搖れがあることもふまえて加えられたものと考えられるのである。

また、(3)「繩墨」についての注解は、『因明義断』裏書は「涅槃經云…」、『和名類聚抄』は「内典云…」とするなどの

異同は見えるが、和訓の一一致などから、やはり『和名類聚抄』をふまえて加えられた注解と考えられる。

このように『因明義断』裏書には、『和名類聚抄』という平安期の日本で作られた辞書を利用した、和訓を含む注解が見られるのであるが、それらとともに、一方では、中国式の反切音注を伴う中国古辞書類からの引用も存在している。はじめに触れたように、興福寺の学僧で日本の唯識・因明学の祖とされる善珠の仏典注釈書には、当時中国で行われていたいわゆる漢唐訓詁学的な方法に則った、詳細な反切・訓詁注記が見られる^{注15}。『因明義断』裏書に見える、反切を含む注解は、この善珠の学問を継承するものと捉えることができる。以下、反切を伴う注解に注目して検討を続けることにする。

B 原本系『玉篇』の引用

中国では夙に失われた梁・顧野王『玉篇』の古写本残巻が日本に伝存することは、周知のことがらである。また、主として奈良期から平安期にかけて日本で撰述された古文献中に、原本系『玉篇』の引用がまま見られることについては、近年も研究がさかんに行われ、輯佚作業が進められている^{注16}。そしてこの『因明義断』裏書にも一箇所ではあるが、「玉篇」の名が見える。

(9) 逐北——玉篇曰、北、〈補默〉反。戦而北也。又北方也。又伏□也。

「北」の字の部分は、原本系『玉篇』残巻には残っていないが、平安末期に日本の僧侶によつて作られたとされる図書寮本『類聚名義抄』には、「北」の字についての『玉篇』の記述が引用されている。

北——玉云、〈補默〉反。謂之朔方。軍走曰一。 (宮内庁書陵部蔵『図書寮本 類聚名義抄』勉誠社、一九六九年、一三四頁)

ちなみに、原本系『玉篇』を空海が抄出して撰述した字書『篆隸万象名義』には、第一帖に「北——〈補默〉反」、第五帖に「北——〈補墨〉反。乖也」という反切、訓詁が見える^{注17}。〈補默〉反という反切の一致から見て、『因明義断』裏書

の記載は、原本系『玉篇』からの引用であることが確定できる。なお、『因明義断』裏書が引用する訓注は、図書寮本『類聚名義抄』の引文と一致しないが、これは本来原本系『玉篇』には『因明義断』裏書の引用と図書寮本『類聚名義抄』の引用双方を含む、さらに詳細な訓詁が掲載されていたものを、各々が適宜それを切り取つて転引したゆえの不一致と考えられる。したがつて、『因明義断』裏書（9）の記述は、原本系『玉篇』の佚文を新たに補う資料である可能性を指摘することができるるのである。

また、『因明義断』裏書の中には、『玉篇』からの引用と明記するものではないが、原本系『玉篇』残巻との反切の一致が確認できる記述がある。

（7）軌轍——軌、〈詭鮒〉反。跡也。法也。轍、〈條列〉反。跡也。

原本系『玉篇』卷十八・車部には、

軌——〈詭鮒〉反。考工記、經塗九軌。鄭玄曰、軌、謂轍廣也。說文、車轍也。從九声也。左氏傳、君將納民於軌物者也。故講事以度軌量謂之軌。取材以章物采謂之物。國語、相齊作內政以寄制國、五家為軌、軌為長。又曰、度之于軌儀。賈逵曰、軌、法也。廣雅、軌、跡也。古文為術字。在行部。又為辠字。在走部。（用藤田平太郎氏藏鈔本景印『東方文化叢書』第六、東方文化学院）

と、「軌」の字について、右の『因明義断』裏書（7）と一致する反切、訓詁が見出せる（網がけ部分）。『因明義断』裏書に見える「軌」の字の反切「〈詭鮒〉反」は、切韻系韻書や玄応『一切經音義』所載の反切とは異なり、唯一原本系『玉篇』とのみ一致するものである^{注18}。しかも、「跡也」「法也」という訓詁も共通して見えることから、『因明義断』裏書（7）の「軌」の字についての注解は、原本系『玉篇』をふまえた記述であると考えられる。

ところが、ここで問題として残るのが、続く「轍」の反切である。『因明義断』裏書（7）には「〈條列〉反」とあるが、原本系『玉篇』では「〈除列〉反」となつていて、反切が一致しないのである^{注19}。『因明義断』裏書の反切「轍、〈條列〉

反」は切韻系韻書所載の反切などとも一致せず、唯一、一致する反切を有するのは、日本で九世紀末に僧昌住によつて撰述された字書『新撰字鏡』である。

轍——：〈條列〉反。入。車跡也。〈京都大学文学部国語学国文学研究室編『天治本 新撰字鏡』臨川書店、一九六七年、二八三頁）

『新撰字鏡』には、「車跡也」という、『因明義断』裏書と重なる訓詁も見える。『新撰字鏡』は、『玉篇』、『切韻』、玄応『一切經音義』などに基づき編纂された字書であるが、「〈條列〉反」という反切がいすれに依拠するものであるかは明らかでない^{注20}。『因明義断』裏書では、後にも見るよう、熟語の一字一字を別々の典拠によつて注解している場合が他にもあり、「」も、「軌」の字は『玉篇』に、「轍」の字は他の辞書類に拠つて注解が加えられた、とも考えられるものである^{注21}。

C 切韻系韻書の引用

『因明義断』裏書には、『玉篇』以外に、『切韻』あるいは『唐韻』といった切韻系韻書を出典と明示する引用も見える。

(5) 治——唐韻曰、治、和也。〈侯夾〉反。

(8) 龍燭——百詠曰、銜耀燭幽都。注曰、北方有幽都、日照光不及、有龍銜燭照、出入為海明也〔已上〕。

切韻曰、燭、〈之欲〉反。炬也。照也。

(18) 傑——音決曰、〔二俗〕傑〔正〕皆〈桀〉音。英也〔三〕。

要略曰、傑、〈奇哲〉反。

唐韻曰、傑、英。特立也。又俊也。〈渠列〉反。

この、「唐韻曰」「切韻曰」として引用される反切は、各々現在伝存する切韻系韻書、『廣韻』などに一致する反切を見

出すことができる^{注22}。それぞれがいかなるテキストに拠つたものかは、なお厳密に突き止めなければならないが、『日本国

見在書目録』小学家^{注23}には、

……切韻五卷〔陸法言撰〕　切韻五卷〔王仁煦撰〕　切韻十卷〔釈弘演撰〕　切韻五卷〔麻果撰〕　切韻五卷〔孫惲撰〕
 切韻五卷〔孫佑撰〕　切韻五卷〔長孫納言撰〕　切韻五卷〔祝尚丘撰〕　切韻五卷〔王在蓀撰〕　切韻五卷〔裴務齊撰〕
 切韻五卷〔陳道固撰〕　切韻五卷〔沙門清澈撰〕　切韻五卷〔盧自始撰〕　切韻五卷〔蔣鯤撰〕　切韻五卷〔郭知玄撰〕
 切韻五卷〔韓知十撰〕（宮内庁書陵部所蔵室生寺本『日本国見在書目録』名著刊行会、一九九六年、二五頁）

など、多くの切韻系韻書が著録されており、『因明義断』裏書が書き入れられる際、こうした書物のいづれかが参照されたものと考えられる。

なお、(8)の「龍燭」については、『切韻』からの引用の前に、まず「百詠」とその注文からの引用があることにも注意すべきである。唐・李嶠の「百詠」とそれに対する張庭芳の注は、現在日本に数種の伝本が存する。いま、慶應義塾大学図書館蔵写本『百二十詠詩注』の当該箇所を掲げる。

銜燭耀幽都——北方有幽山。日月照光不及、有龍銜燭照、出入乃為晦明也。……（慶應義塾大学図書館蔵『百二十詠詩注』）
 「龍」　海外珍藏善本叢書『日藏古抄李嶠詠物詩注』上海古籍出版社、一九九八年、六八頁）

『因明義断』裏書における「百詠」およびその注文からの引用について、夙に山田孝雄氏、神田喜一郎氏が言及していることは既に触れたが、「百詠」注からの引用は、『和漢朗詠集私注』など平安末期に成立した他の注釈書にもしばしば見える^{注24}。したがって、『因明義断』裏書は、同時期に日本で撰述された他の注釈書類と共通の参考資料に拠つて書き入れられたものと位置づけることができる。そして、『因明義断』裏書では、「百詠」注のみならず、さらにそれに加えて『切韻』を引用し、繰り返し重ねて当該字の読み、および意味を確認しているのである。

このように、一つの漢字について、複数の書物、辞書を用いて丹念に注解を施していく姿勢は、(18)「傑」の場合にも同様

に見える。（18）には『唐韻』を引用する前に、「音決」「要略」という二書からの引用が合わせて載せられている。以下、これらについても順に検討していくこととする。

D 「音決」の引用

図書寮本『類聚名義抄』にしばしば「類云」として引用されるものが、『智証大師請來目録』に「新定一切經類音八卷 郭遂」²⁵と著録される書物の佚文であろうと指摘したのは、吉田金彦氏である²⁶。また高田時雄氏は、郭遂『新定一切經類音』が、「經音類決」（『義楚六帖』）、「郭遂音訣」（『通志』芸文略・釈家）などさまざまな名称で呼ばれていることを指摘している²⁷。図書寮本『類聚名義抄』をはじめとする他書に引用された「音決」の特徴は、正・俗などの字体を細かく弁別することであるが、この『因明義斷』裏書に引用された「音決」もまさにそうした内容を伴っている。したがつてこの、（18）傑——音決曰、〔二俗〕傑〔正〕皆〔桀〕音。英也〔三〕。

という引文も、郭遂『新定一切經類音』の佚文と考えられる。

また、ここで注意すべきは、この「音決」を頻繁に引用する図書寮本『類聚名義抄』が、藏俊とほぼ時代を同じくして、法相宗系の僧侶によって編纂されたと考えられていることである²⁸。しかも、藏俊自身、自らの著作である『因明大疏抄』に「音決」からの引文を利用しているのである。

類音決云、擎〔正。〈奴加〉反。一〕。帑〔正。〈他朗〉反。又〈奴〉音。又〈姤〉反。一〕。孥〔正。〈奴〉音。一〕。

（『因明大疏抄』第二十七帖表紙裏書 大谷大学図書館蔵写本・余大二三九二）

類音決七云、𦥑〔俗〕𦥑〔今皆〈臣〉音。一勝、黒胡麻也。案說文、束葦燒也〕。 （『因明大疏抄』第二十八帖表紙裏書 同）

なお、中国では当時、この郭遂『新定一切經類音』のほか、行均『龍龕手鑑』や可洪『新集藏經音義隨函錄』など字体を

細かく弁別する内典の音義書が相次いで撰述され、觀智院本『類聚名義抄』の成立はそうした流れを受けたものであること
が既に指摘されているが^{注29}、藏俊『因明大疏抄』にもまた、右にあげた「音決」からの引用部分以外に、漢字の字体への細
かな言及が見える部分がある^{注30}。

つまり、先に見た「百詠」注の利用、また、この「音決」からの引用、さらには字体の弁別へのこだわりなど、『因明義
断』裏書の注解は、平安末期当時の注釈方法の典型を示すものであり、それは同時に、点本の伝写に関わった興福寺僧藏俊
周辺の学問を色濃く反映するものではないかと予想されるのである。このことについては、後に再び追究することとして、
次に、(18)「傑」の注解に引用されているもう一つの書物、「要略」について先に検討する。なお、「要略」の引文も字体に
関する興味深い議論を含むものである。

E 「要略」の引用

さて、(18)「傑」の字に対しても、「音決」「唐韻」と並び、「要略」なる書物からも引用が見える。

(18) 傑——：要略曰、傑、〈奇哲〉反。：

またさらに『因明義断』裏書には、

(19) 紛縕——要略曰、紛、〈孚云〉反。放縱也。又乱、又盛貌也。又広也。大也。衆也。喜也。縕、〈力遵〉反。□
也。又綿也。精絮也。

(21—1) 暉曇——上、〈違鬼〉反。下、〈筠輒〉反。光盛貌也。□從火也。

要略、日部曰、曇、〈王笈〉〈王口〉反。光也。照也。明也。皎也。赫々貌也。目部曰、曇、〈為猶〉反。

草木花盛開敷之貌。赤色好美之貌也。

という引文も見える。しかしこの「要略」という書物、あるいはその佚文について考究、論述したものは管見に及ばない。

例えば、興福寺僧永超集『東域伝灯目録』（寛治八年（一〇九四））には、「妙法蓮華經要略記一卷」「因明入正理論要略一卷」などの書名が見えるが^{注31}、『因明義断』裏書が引く「要略」は、反切および訓詁を豊富に載せる辞書の類であろうと考えられ、これらと同一の書を指すものとは思われない。また、宋・鄭樵『通志』芸文略・小学類には「唐韻要略一卷 李邕撰」が著録されているが、『因明義断』裏書（21—1）の引文（「日部…、目部…」）を見る限り、「要略」は漢字を部首別に編纂した辞書であり、通常韻目別に漢字を分類する韻書の形式をとるものではなかろう。したがつて、「要略」が「唐韻要略」である可能性は低いと思われる。

ここで注目したいのは、『日本国見在書目録』小學家に著録される、

要略一卷 王劭撰（宮内庁書陵部所蔵室生寺本『日本国見在書目録』（前掲）、二三頁）

である。『隋書』王劭伝によると、王劭には、隋書八十卷、斎誌二十卷、斎書紀伝一百卷、平賊記三卷、讀書記三十卷などの著作があるほか、『隋書』経籍志・經部小学類には、

俗語難字一卷（秘書少監王劭撰）（中華書局標点本『隋書』四、九四三頁）

が著録される。『隋書』経籍志には「要略」の名は見えず、一方『日本国見在書目録』には「俗語難字」が著録されていない。「要略」と「俗語難字」はともに佚書であり、両者の関係は今のところ不明であるが、『因明義断』裏書が引用する「要略」は、経史に通じて隋の秘書少監をもつとめた王劭の著作であり、『日本国見在書目録』が「要略一卷」と著録した書物の貴重な佚文ではないか、と考えられるのである。

さて、その「要略」からの引用のうち、（18）「傑、〈奇哲〉反」という反切は、『篆隸万象名義』や玄応『一切經音義』所載の反切とも一致するものである^{注32}。

次に、

（19）紛綸——要略曰、紛、〈孚云〉反。放縱也。又乱、又盛貌也。又广也。大也。衆也。喜也。綸、〈力遵〉反。□

也。又綿也。精絮也。

のうち、「紛、〈孚云〉反」という反切は、原本系『玉篇』残巻と一致する。

紛——〈孚云〉反。：左氏伝、獄之放紛。杜預曰、縱放也。紛、楚辭、紛吾既有此内美。王逸曰、紛、盛貌

也。：野王案、広雅、紛々、乱也。方言、紛無、言既広又大也。：広雅、紛々、衆也。：（原本系『玉篇』卷二十七・

糸部 用高山寺蔵鈔本景印『東方文化叢書』第六。網がけは『因明義断』裏書と一致する部分。）

(19) 「紛」の場合、反切に続く訓詁の部分も原本系『玉篇』所載の訓詁と概ね一致することから、「要略」は原本系『玉篇』に近い内容を持った辞書であつたかと想像される。しかし、(19)「紛」の反切、訓詁にさらに近い記述を持つものがある。それは、『大乘理趣六波羅蜜經釈文』が引用する「書中」の記述である。

紛縕——上、書中、〈孚云〉反。放縕也。又亂也。又盛貌也。又廣也。大也。衆也。喜也。切曰、紛縕、亂也。又馬尾。

下、玉、〈力旬〉〈公頑〉二反。周易、弥縕天地之道。劉瓌曰、縕、經理也。毛詩箋云、縕、釣繳也。元宋忠曰、縕、絡也。（『大乘理趣六波羅蜜經釈文』優鉢羅堂叢書、一九七二年、一頁）

網掛けにした部分は、『因明義断』裏書（19）の記載に全く一致する。『大乘理趣六波羅蜜經釈文』とは、空海が大陸より将来した『大乘理趣六波羅蜜經』に対して日本で作成された「釈文」であり、現存するのは平安末期を下らない古写本である注33。上田正氏は、『大乘理趣六波羅蜜經釈文』が引く「書中」について、『玉篇』と一致する記載、また一致しない記載もあるが、倭言を含む平安初期以前成立の書、としているが詳細は不明である注34。そしていま、『因明義断』裏書は、『大乘理趣六波羅蜜經釈文』が引く「書中」とほぼ同文を「要略曰」として引用しているわけである。

しかし、「書中」あるいは『玉篇』と「要略」との関係を簡単に結び付けることはできない。というのは右にあげたように、『大乘理趣六波羅蜜經釈文』においても『因明義断』裏書と同様「紛縕」という熟語が掲出され、「縕」の字の注釈としては『玉篇』などが引用されているが、その反切、訓詁は『因明義断』裏書のものとは一致しないからである。

そしてさらに、(21—1)「暉暉」の字句に対する反切、訓詁は、他辞書類との複雑な一致、不一致を見せるものである。裏書の記載を左に再度掲げる。

(21—1) 暉暉——上、〈違鬼〉反。下、〈筠輒〉反。光盛貌也。□從火也。

要略、日部曰、暉、〈王笈〉、〈王口〉反。光也。照也。明也。皎也。赫々貌也。目部曰、暉、〈為獵〉反。

草木花盛開敷之貌。赤色好美之貌也。

光りかがやくさまをあらわす「暉暉」という語句は、それを表記する字体にさまざまな揺れが見えるもので、例えば『因明義断』裏書が「従火也」と記している³⁵とく、玄応『一切經音義』では「煥煥」という表記で掲出されている³⁵。しかし『因明義断』裏書は「要略」から「日部」と「目部」の記載を引用している。これは、本写本の『因明義断』序文における当該語句が「暉暉」と表記されることに関連しての注解かと考えられる³⁶。裏書(21—2)が「暉暉」という表記をもつて掲出されることも、序文の表記との関係が考えられるのである。

しかし、「暉暉」という語句を目部の「暉暉」という字体で表記する例は他に見えない。ちなみに、『廣韻』には「暉——目動貌」（入声葉韻暉小韻）とある。『因明義断』裏書引「要略」は「日部」と「目部」の別を明確にし、「目部曰、暉、〈為獵〉反。草木花盛開敷之貌。赤色好美之貌也」と記すわけであるが、他の辞書類にはこれと重なる記述が見出せず、何を典拠とするものか不明である。

以上、「要略」なる書物の性格、全貌をこの限られた引文のみから明らかにすることはできないが、しかしどもかくここでまず注目すべきは、『因明義断』裏書に残された「要略」の佚文としての資料的価値である。また、字体の弁別、整理へのこだわりは、先に見た「音決」と共通するものであり、『因明義断』写本が伝写された時期における辞書、注釈の傾向を示す一例としても有効な情報と位置づけられよう。

F 善珠撰述書からの引用

さて、『因明義断』裏書に引用された反切、訓詁の中には、「玉篇」、切韻系韻書、「音決」「要略」といった中国撰述書からの引用の他に、善珠撰述書から転引したと思われる記述が存する。

(6) 規模——規、〈九隨〉反。顕國木也。兩岐木也。模、〈莫胡〉反。法也。形也。規也。

「模」の反切、訓詁は『廣韻』などに一致するものが見出せるが、「規」の反切は、『玉篇』以下、中国で撰述された辞書類のものとは一致せず、ただ善珠撰『因明論疏明灯抄』所載の反切とのみ一致する。

規、〈九隨〉反。顕圓為規。如兩岐木。(『因明論疏明灯抄』卷一本 大正新脩大藏經第六十八卷二〇二一頁a~b)
訓詁の部分には異同もあるが、これは善珠の著作から引用したものと考えられる^{注37}。それは、これ以外の箇所においても、『因明義断』裏書には善珠の著作が繰り返し利用されているからである。

(4) 四韋——明灯抄第四云、且四明論。旧名四韋陀論。新名吠陀。一者阿由吠陀。医方等事。二者夜珠吠陀。祭祀等事。三者沙磨吠陀。國儀等事。四者阿他吠陀。謂呪術事〔云々〕。

(12) 五分者——明灯抄云、言五分者、宗・因・喻・合・結也。

(23) 藻鏡——有云——者、鏡背文采也〔云々〕。

(4) (12) はそれぞれ善珠撰『因明論疏明灯抄』からの引用である。また、(23) は「有云」とのみあり引書名の記載はないが、これもやはり善珠撰述の注釈書『成唯識論述記序釈』からの引用である。

藻鏡者、鏡背文采也。如藻文、故曰藻鏡。(『成唯識論述記序釈』 大正新脩大藏經第六十五卷二二三頁a)

『因明義断』紙背に書き入れられた『因明義断』序に対する注解の多くが、中国あるいは日本のさまざまな古辞書・韻書類からの引用によって構成されている一方、善珠という一人の仏家の著述がこのようにしばしば利用されるのはなぜか。それは、この写本『因明義断』、および紙背書き入れが、日本の因明学の開祖たる善珠の学問を継承する環境の中で生み出さ

れたものであるからに他ならないであろう。そして、この裏書のように、中国伝来の仏典に対し、善珠を中心とする祖師らの著述に拠つて解釈し、またそれとともに、中国、日本のさまざまな外典、辞書類などの記載も駆使して注釈を施していく姿勢は、まさに、蔵俊が『因明大疏抄』などで展開している著述方法にそのまま重なるものなのである。^{注38}

興福寺藏写本『因明義断』裏書は、善珠以来興福寺に受け継がれた因明の学問を平安末期という時代に集大成させた蔵俊、あるいはその周辺人物によつてこそ、書き入れができるものであつたのではないだろうか。

おわりに

古代日本の仏家らにとって、仏教を学ぶことは、すなわち、大陸から齎された漢文文献を読み、理解していくことでもあつた。その當みの中で、「訓点」による「訓読」という方法が創出される一方、平安時代末頃においてはなお、中国の辞書、韻書類に基づく反切・訓詁による「読み」もが行われていた具体的な足跡を、『因明義断』裏書は伝えてくれる。また、その中に原本系『玉篇』や『切韻』、『新定一切經類音』といった古辞書類の佚文が含まれることと、さらには従来佚文の存在すら知られることのなかつた「要略」なる書物の佚文とおぼしきものが存在することなど、『因明義断』裏書がもつ重要な資料的価値も明らかとなつた。今後は、今回具体的な考察を加えることができなかつた部分も含め、多くの佚文とともにこの裏書が伝える古代からのメッセージを、さらに検討、考察していきたい。

注

1 いま、奈良国立文化財研究所編『興福寺典籍文書目録』第一巻（法藏館、一九八六年、四七頁）の記載によつて書誌データをみておく。『因明義断』一巻（第七函10）。鎌倉時代正治二年写、信西筆、卷子本、楮紙、「興福寺印」朱印、墨界、一行二十字、裏書アリ、朱書注記、墨

興福寺蔵『因明義断』裏書にみえる古辞書類の引用について

- 書注記、朱点（仮名、返点、声点、ヲコト点・喜多院点、正治二年）、墨点（仮名、鎌倉前期）、外題ナシ、縦二九・八cm、全長二四五八・〇cm、四三紙、界高一四・三cm、界幅一・三cm。
- 2 「玄昉・寶經論五千余卷及諸仏像來」『続日本紀』卷十六・天平十八年六月己亥条。なお『因明義断』は藏俊撰『注進法相宗章疏』等に著録がみえる。
- 3 注1前掲書四八頁。
- 4 後代に改編される以前の梁・顧野王原撰『玉篇』系統の伝本。
- 5 郭遜『新定一切經類音』の佚文と考えられる。第三章Dに後述。
- 6 築島裕「國語史上における明詮大僧都の訓説」（『南都仏教』三十五、一九七五年十一月）等参照。
- 7 因明学及び因明関係書の系譜については、佐伯良謙『因明作法変遷と著述』（法隆寺、一九六九年）、武邑尚邦『因明学 起源と変遷』（法藏館、一九八六年）等を参照。
- 8 注1前掲書、四八～四九頁参照。
- 9 注1前掲書、四七～四八頁参照。
- 10 山田孝雄「李嶠詩集百二十詠」（『書苑』八、一九一二年六月）。なお、神田喜一郎氏も「『李嶠百詠』雑考」（一九四九年初出、『神田喜一郎全集』第二巻、同朋舎出版、一九八三年所収）において山田孝雄氏の指摘に触れている。
- 11 築島裕「平安初期の言語生活」（『国語と国文学』四十五一二、一九六八年二月）。なお、興福寺蔵写本『因明義断』本文に付された訓点については、小林芳規氏の論考でも取りあげられている（『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』東京大学出版会、一九六七年、一二六頁、一四〇頁、一三六一頁）。
- 12 『大般涅槃經』卷十「端直不曲、名婆婆耶。喻如繩墨、直入西海」からの引用（大正新脩大藏經第十二卷四二六頁a）。
- 13 『日本国見在書目録』雜家には「兼名苑十五〔今案卅卷〕」、「『旧唐書』経籍志・丙部子錄名家類には「兼名苑十卷 釈遠年撰」、「『新唐

- 書』芸文志・丙部子錄名家類には「僧遠年兼名苑二十巻」と著録されている。なお、『和名類聚抄』における『兼名苑』の引用については、林忠鵬『和名類聚抄の文献学的研究』第六章第二節「『和名抄』所引『兼名苑』について」（勉誠出版、二〇〇一年）等を参照。
- 14 蔵中進「『和名類聚抄』所引『楊氏漢語抄』考」（『東洋研究』一四五、二〇〇二年十一月）等参照。
- 15 『成唯識論述記序釈』『因明論疏明灯抄』等。拙論「善珠撰『成唯識論述記序釈』に現れた外典の特色—「白虹飛祲」の注釈をめぐつて—」（田中隆昭編『日本古代文学と東アジア』勉誠出版、二〇〇四年）等参照。
- 16 小島憲之『国風暗黒時代の文学』（塙書房、一九六八～一〇〇二年）、及び井野口孝「智光『淨名玄論略述』に引く『玉篇』の佚文について」（『大谷女子大国文』二十八、一九九八年三月）等参照。また善珠撰述書における原本系『玉篇』の引用については、白藤禮幸「上代文献に見える字音注について」（『茨城大学人文学部紀要文学科論集』二、三、一九六八年十二月、一九六九年十二月）、井野口孝「善珠『因明論疏明灯抄』所引『玉篇』佚文攷」（国語文字史研究会編『国語文字史の研究』八）和泉書院、二〇〇五年）、及び拙論「『鬻獻』の注解をめぐつて—善珠撰『成唯識論述記序釈』の注釈文改変に関する一考察—」（『国文学研究』一四五、二〇〇五年三月）等参照。
- 17 高山寺古辞書資料第一『篆隸万象名義』（東京大学出版会、一九七七年）参照。
- 18 例えば『廣韻』には「〈居洧〉切（上声旨韻軌小韻）」（沢存堂本）、玄応『一切經音義』卷二十には「軌地——：〈居美〉反」（大治本古辭書音義集成『一切經音義』汲古書院、一九八〇年）とある。切韻系韻書については上田正『切韻諸本反切総覽』（均社、一九七五年）、同『切韻逸文の研究』（汲古書院、一九八四年）等参照。
- 19 原本系『玉篇』卷十八・車部には「轍——（除列）反。左氏傳、視其轍乱。杜預曰、車迹也」とある。なお「轍」は山摂三等開口入声薛韻澄母。「除」は遇摂三等合口平声魚韻澄母。これに対して「條」は效摂四等開口平声蕭韻定母。李珍華・周長楫編『漢字古今音表』修訂本（中華書局、一九九九年）参照。
- 20 貞荔伊徳『新撰字鏡の研究』（汲古書院、一九九八年）参照。
- 『新撰字鏡』に拠った可能性も考えられる。

- 22 「治——和也。：〈侯夾〉切」（『広韻』入声治韻治小韻）。 「燭——：〈之欲〉切」（『広韻』入声燭韻燭小韻）。 「傑——英傑、〈渠列〉反」（唐写本唐韻残卷）。上田正注 18 前掲書参照。
- 23 『日本国見在書目録』については、小長谷恵吉『日本国見在書目録解説稿』（小宮山出版、一九五六年）等参照。
- 24 慶応義塾大学図書館蔵「百二十詠詩注」については、『慶應義塾図書館蔵和漢書善本解題』（阿部隆一著、一九五八年）を参照。また『和漢朗詠集私注』引「百詠」については、朽尾武編『国会図書館蔵和漢朗詠集 内閣文庫蔵和漢朗詠集私注 漢字総索引』（新典社、一九八五年）等を参照。
- 25 大正新脩大藏經第五十五卷一一〇五頁 a。
- 26 吉田金彦「図書寮本類聚名義抄出典攷」中（『訓点語と訓点資料』三、一九五四年十二月）。
- 27 高田時雄「可洪隨函錄と行瑣隨函音疏」（『中国語史の資料と方法』京都大学人文科学研究所、一九九四年）。なお「類音決」については、池田証寿「図書寮本類聚名義抄と類音決」（『訓点語と訓点資料』九十六、一九九五年九月）等も参照。
- 28 例えば図書寮本『類聚名義抄』にはいち早い和訓の例として善珠の注釈書からの引用も見える。宮内庁書陵部蔵『図書寮本 類聚名義抄』解説（勉誠社、一九六九年）参照。
- 29 『杉本つとむ著作選集五 日本文字史の研究』第六章（八坂書房、一九九八年）等参照。
- 30 拙論「平安末期における善珠撰述仏典注釈書の繼承」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』五十一、二〇〇六年二月刊行予定）参照。
- 31 大正新脩大藏經第五十五卷一一四九頁 b、一一六〇頁 a。ちなみに天平二十年六月十日「写草疏目録」には「要略 一卷」（大日本古文書三、八五頁）、天平勝宝四年十月二十二日「奉請経論疏目録」には「要略一卷 元曉師述」（大日本古文書十二、三八〇頁）との書写記録がある。
- 32 『篆隸万象名義』第一帖に「傑——〈奇哲〉反。特立也。才能也。英也。俊也」とあり、玄応『一切經音義』卷五に「雄傑——〈奇哲〉反。詩云、邦之傑子。伝曰、傑、特立也。英傑也。才能也。智出千人曰傑」とある。

33 優鉢羅堂叢書『大乘理趣六波羅蜜經釈文』神田喜一郎序参照。

34 優鉢羅堂叢書『大乘理趣六波羅蜜經釈文』上田正解説参照。

35 例えば玄応『一切經音義』卷二に「煥爛——〈于匪〉・〈為彌〉反。方言、煥爛、盛貌也……」とある。また慧琳『一切經音義』卷五十四には「暉暉——上、〈韋鬼〉反。說文、盛明也。正從火、作煥。下、〈炎劫〉反。說文云、暉、光明貌也。或作暉。亦從火、作熒」（大正新脩大藏經五十四卷六六六頁b）と、やはり火部の字と通用することが指摘されている。

36 『因明義斷』序文における「暉暉」の語句には「李善文選注云、暉暉、照明貌也」という傍記が見える。しかし例え『文選』「張景陽七命八首」の「觀聽之所煥暉也」の語句に対する李善注には「…郭璞曰、暉暉、盛貌也」（宋・淳熙八年尤袤刻本）等とあり、『因明義斷』序文の傍記と全く一致する李善注は現行テキストには見られない。詳しくは後考を俟つ。

37 善珠が注釈書に加える反切の多くは原本系『玉篇』や玄応『一切經音義』などからの転引であるが、「規、〈九隨〉反」という反切が何に基づくものかは未詳。

38 注30前掲拙論参照。

附記

写本『因明義断』の閲覧、利用にあたっては法相宗大本山興福寺より便宜を賜った。なお『因明義断』の写真は奈良文化財研究所に提供していただいたものである。また写本『因明大疏抄』の利用には大谷大学図書館より便宜を賜った。ここに記して深謝申し上げる。